

地方消費税引き上げ分における使途の明確化について

【令和6年度決算ベース】

令和元年10月1日より消費税率（国・地方）が8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和6年度風間浦村一般会計決算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

【歳入】	
地方消費税交付金（社会保障財源化分）	22,354 千円
【歳出】	
地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費	250,211 千円

（単位：千円）

事業名		令和6年度 決算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	障害福祉事業	55,262	40,571	0	0	2,510	12,181
	高齢者福祉事業	29,683	0	0	1,427	4,827	23,429
	児童福祉事業	72,543	40,735	0	6,329	4,353	21,126
	母子福祉事業	3,794	790	0	0	513	2,491
	小 計	161,282	82,096	0	7,756	12,203	59,227
社会 保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	21,389	12,067	0	0	1,593	7,729
	介護保険事業特別会計繰出金	42,031	3,558	0	0	6,573	31,900
	後期高齢者医療特別会計繰出金	12,367	7,536	0	0	825	4,006
	小 計	75,787	23,161	0	0	8,991	43,635
保健 衛生	疾病予防対策事業	3,959	0	0	0	676	3,283
	健康増進対策事業	9,183	3,353	0	3,000	484	2,346
	小 計	13,142	3,353	0	3,000	1,160	5,629
合 計		250,211	108,610	0	10,756	22,354	108,491